

「電子決裁文書管理システム」の導入に関する情報提供依頼実施要領

I 基本事項

1. 提供を依頼する情報

「電子決裁文書管理システム」の導入を検討するために必要な情報

2. 提出物

Ⅲに示すとおり

3. 提出期限

令和5年9月22日（金）17時までにご提出をお願いします。

4. 提出方法

5. に示す提出先へ電子メール等より電子データにて提出してください。

※メールで提出する際は、一通のメールサイズが5MB以下となるよう必要に応じてデータを分割する等の対応をお願いします。

5. 提出先・お問合せ先

奈良県水道局総務課総務契約係 担当：兼松

〒630-8501 奈良市登大路町 30

Tel：0742-20-4621（直通）

e-mail：suido-somu@office.pref.nara.lg.jp

6. その他

- ・ 情報提供にかかる費用につきましては、各社にてご負担いただきますようお願いいたします。
- ・ 本件情報提供依頼において掲げている新システム導入の基本条件は、実際にシステムを調達する際の仕様・要件定義と内容が一致するものではありません

II 「電子決裁文書管理システム」導入の基本条件

1. 概要

奈良県では、県及び県内市町村において行っている水道事業等を統合し、令和7年度より「奈良県広域水道企業団（地方自治法の規定に基づく一部事務組合）」として一体で事業を開始する予定である。

そこで、当該企業団における効率的かつ正確な業務遂行を企図し、決裁事務、文書管理事務をインターネット環境で電子的に実施するために「電子決裁文書管理システム」を導入する。

2. システムへの要求

(1) システム共通の主な機能

- ①クラウドサービスであること
- ②パッケージのシステムであること（原則、ノンカスタマイズとすること）

(2) 個別の各機能

① 受付機能

受領した公文書の情報を元に、受付登録する機能を有すること。

② 起案機能

機構の法人文書関係規程に基づき、起案処理(決裁を得るための起案用紙及び起案文書の作成等)を行う機能を有すること。

③ 電子決裁機能

上記②で作成した様式を用いて、電子決裁が行えること。電子決裁を行うに当たっては、登録された決裁ルートによる決裁が行えること。システムに登録された職員情報に基づく決裁ルートの作成、登録、修正、削除が行えること。

また、決裁ルート上の職員が電子決裁の状況(未決裁の文書の有無、決裁済の文書など)をシステム上で把握できる仕組みを保有していること。

④ 施行機能

機構内外に発出する公文書に対して、施行情報を登録する機能を有すること。

⑤ 保管管理機能

- ・法人文書をフォルダ(年度、分類コード、フォルダ名、保存期間等)ごとに整理する機能を有すること。
- ・保存期間終了後の廃棄及び保存期間延長の処理を行える機能を有し、登録された法人文書に対して、検索、閲覧、印刷、修正及び削除が可能であること。
- ・起案後又は電子決裁の回議中に文書の修正を行った場合、修正履歴により修正者、修正日及び修正文書名(修正箇所、内容)等を特定できること。

⑥ データ抽出機能

システム設計時に設定した条件により、本システムで管理されている文書データ等を抽出できること。

⑦ マスタ管理機能

人事異動及び組織改編等に際して、総合管理者がマスタ情報を容易に設定できること。設定においては、パッケージに用意された設定画面による設定だけでなく、CSV ファイル等による一括登録等による設定、変更ができること。

Ⅲ ご提供いただく資料

1. 提供可能システムの概要が分かる資料

- ・システム概要説明
- ・システム構成図、ハードウェア構成図
- ・システム機能構成図、機能概要
- ・システム機能要件、非機能要件（セキュリティ等）
- ・システムのイメージ（画面、帳票サンプル等）
- ・導入実績、導入規模が分かる資料

2. 概算見積書

本システムに要する費用の見積りを添付の「標準見積書様式」に従って作成し、提出してください。

なお、見積りにあたり、詳細条件又は追加条件等が必要な場合は、貴社で条件を設定し、それらを示したドキュメントを添付してください。

3. 導入スケジュール

令和6年6月頃に契約を締結して令和7年4月からシステムを利用開始予定であるので、システム導入に係る作業項目ごとのスケジュールを提出してください。（参考様式：導入スケジュール様式）